

令和8年度事業計画

I. 基本方針

昨年は、能登半島地震の経験と教訓を踏まえた災害救助法等の改正により、救助の種類に「福祉サービスの提供」が正式に法制度の中に位置づけられるなど、災害時における福祉の重要性について社会的な認識と期待が高まってきています。また国においては、包括的支援体制の整備や身寄りのない高齢者等への対応に関する議論が行われ、本年の通常国会で社会福祉法の改正法案が審議されることとなっております。

そのようななか、本会では昨年、町シルバー人材センターとの統合により新たに着手した「おしごとコミット（全世代型就労・生涯活躍支援事業）」について、昨年4月から「しごとコンビニ」を、続いて10月からは「無料職業紹介」を順次事業開始させ、さらに本年4月からは、おしごとコミット3事業の最後の一つとなる「有償ボランティアサービス（ゆうボラ）」をスタートさせます。今後、高齢者単身世帯の増加が社会問題として懸念されるなか、公的制度や福祉サービスでは対応や充足が難しい「日常生活の小さな困りごと」について、有償ボランティアの町民による生活支援と支え合いのサポートを実施・展開いたします。

さらに、同じく4月より常設のボランティアセンター（VC）を社協内の新たな機能として開設し、ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介なども行ってまいります。ボランティアとは、行政による福祉制度とは異なる「住民主体」の地域福祉の象徴的な取り組みであるとともに、ボランティア自身もまた、様々な社会課題を学びながらその解決に向けて主体的に関わる活動であるといえます。地域に暮らす一人ひとりが、自分の意思と他者との連帯によるボランティア活動ができる環境を適切に整備することにより、誰も排除しない共生文化の創造を目指すことは、社協の使命であると考えます。

なお、それら住民の主体的な取り組みを推進していくには、共に関わっていく社協職員一人ひとりの主体性もまたこれまで以上に欠かせないものとなってきます。そのため、社協の組織体制のさらなる強化及びパフォーマンスの向上のため、特に「主体性」をキーワードに引き続き計画的かつ効果的な職員の育成を図ってまいります。

II. 重点目標

- （1）有償ボランティアサービス（ゆうボラ）の事業開始及び適切な運営・推進
- （2）ボランティアセンター（VC）の開設及び適切な運営・推進
- （3）福祉人材の確保・育成・定着の取り組みのさらなる推進

Ⅲ. 事業計画

<全体構成>

法人運営

1. 法人運営 ★重点目標
2. 生活福祉資金貸付事業
3. チケット法律相談事業
4. 日常生活自立支援事業
5. 生活困窮者支援事業（ライフレスキュー事業）
6. 生活支援費独自貸付事業
7. 会員弔意事業

介護予防・日常生活支援総合事業

1. 元気クラブ事業
2. 認知症カフェ事業（カフェ「WEWE」）
3. 生活支援等ホームヘルプサービス事業
4. 産前・産後支援ヘルパー派遣事業
5. 高齢者ごみ出しサポート事業
6. 夏休み子どもの居場所づくり事業

障害者相談支援事業

1. 指定相談支援事業所「おおき」

生活支援・介護予防の基盤整備

1. 生活支援体制整備事業
2. 小地域活動「ふれあいいきいきサロン」の推進（包括的支援事業）
3. 介護ポイント事業

全世代型就労・生涯活躍支援事業（おしごとコミット）

1. しごとコンビニ事業（業務委託事業）
2. 無料職業紹介事業
3. 有償ボランティアサービス「ゆうボラ」 ★重点目標

共同募金配分金事業

1. 高齢者活動事業
2. 児童・青少年福祉活動事業
3. 福祉育成援助活動事業
4. ボランティア活動育成事業 ★重点目標
5. 歳末たすけあい配分金事業

苦情解決に伴う第三者委員会の設置

災害ボランティアセンターの設置、運営

<各事業>

法人運営

1. 法人運営 ★重点目標

大木町における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発展及び地域福祉の向上を目指し、全事業の計画的かつ確実な実施・推進を図っていきます。

そのために、組織経営方針に基づいた組織運営や PDCA（計画⇒実行⇒評価⇒改善）サイクルを徹底した事業管理を行うとともに、職員の人材育成にも注力し、特に中間管理職職員のマネジメントスキルの向上を図ることにより、組織全体の生産性やパフォーマンスの向上に繋げていきます。

さらには、人口減少社会が進展するなか、将来にわたり安定的な組織運営が可能となるよう、引き続き福祉人材の確保・定着や職員の専門性の強化、働き方改革の推進などに積極的に取り組みます。

2. 生活福祉資金貸付事業 <県社協受託事業>

低所得者や障がい者、高齢者に対し、必要な資金の貸付や相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とし、大木町民生委員・児童委員協議会や福岡県自立相談支援事業所「困りごと相談室」等関係機関とも連携の上、適切な支援や普及啓発を行います。

また、前年度に引き続き、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う生活福祉資金特例貸付」の借受世帯に対し、償還や免除申請の手続き支援を行うとともに、現在の生活状況の調査・把握に努め、必要な世帯には相談支援を行います。

(1) 資金の種類

- ①総合支援資金：（生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費）
- ②福祉資金：（福祉費、緊急小口資金、つなぎ資金）
- ③教育支援資金：（教育支援費、就学支援費）
- ④不動産担保型生活資金：（不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

(2) 貸付対象者

低所得者世帯：資金の貸付けに合わせて必要な支援を受けることにより自立できると認められる世帯で、自立した生活に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯

障がい者世帯：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等これと同程度と認められる人

高齢者世帯：65歳以上の高齢者の属する世帯

3. チケット法律相談事業 <県弁護士会受託事業>

町民の福祉を増進・向上させることを目的に、弁護士による法律相談の機会を提供します。

申請者（相談者）には、県弁護士会の法律相談センターで無料の相談（お一人約 30 分）を受けられるチケットを発行します。

（１）相談員

福岡県弁護士会筑後部会の弁護士

（２）費用

無料

（３）実施場所

久留米、八女、柳川、大牟田の各法律相談センター

（４）その他

チケットの申請・受領および相談日時の事前予約が必要

４．日常生活自立支援事業 <県社協受託事業>

認知症や障がい等により判断能力が不十分な方が、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう日常生活を支援します。具体的には、本人や家族、支援機関等から相談を受け、当会の専門員が自宅等を訪問し、本人の困りごとや契約意思、契約能力を確認の上、利用契約を締結します。

その後、本人の希望を踏まえ作成された支援計画に沿い、生活支援員が定期的に訪問し、生活状況の把握や生活に必要な以下の支援を行います。

（１）サービス内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの情報提供、助言、利用（または停止）するための手続き支援
- ・福祉サービスについて不満がある場合、苦情解決制度を利用するための手続き支援

②日常的な金銭管理

- ・年金や福祉手当等の受領に必要な支援
- ・生活費の定期的なお渡し、お金の使い方の相談・助言
- ・福祉サービス利用料や医療費、公共料金や家賃等の支払い支援

③書類等のお預かり

- ・書類等の保管（年金手帳・証書、預貯金通帳、印鑑、キャッシュカード等）

（２）対象者

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力が不十分なため、自分ひとりで契約等の判断をすることが不安な人やお金の管理に困っている人

（３）費用

①利用料（相談は無料） ※生活保護受給者は無料

1 時間まで 1,200円

1 時間～ 1 時間30分まで 1,800円

1 時間30分～ 2 時間まで	2,400円
2 時間～ 2 時間30分まで	3,000円
2 時間30分～ 3 時間まで	3,600円
3 時間を超えた場合	4,200円

②預かり料

- ・本会で預かる場合 350 円/月 (4,200 円/年)

日常的な金銭管理にかかる書類等 (50万円以内の預貯金通帳、通帳印など) をお預かりします。

- ・銀行の貸金庫で預かる場合 250 円/月 (3,000 円/年)

普段取り扱わないその他の書類等 (500万円以内の預貯金通帳、年金手帳・証書、実印など) をお預かりします。

5. 生活困窮者支援事業 (ライフレスキュー事業)

平成28年改正の社会福祉法において、公益性、非営利性が極めて高い社会福祉法人の責務として、「地域における公益的な取組」の実施が規定されました。福岡県では、県社会福祉法人経営者協議会を中心に、地域における公益的な取組の一つとして、複数社会福祉法人の連携による「ふくおかライフレスキュー事業」を実施しています。

本町でも町内7つの社会福祉法人が、それぞれの専門性や資源を活かし支援を行うことに合意し、令和2年に「大木町社会福祉法人連絡会」を立ち上げました。同連絡会の事務局を本会が担い、生活困窮等にありながらも既存の制度では解決できずに困っている人等に対し、事業所・施設・社協が連携し、課題解決に取り組みます。

また本会では、地域と一緒に支え合う食料支援の仕組みづくりや孤独・孤立する人 (ひきこもり含む) の実態把握を行っていくとともに、ボランティア活動や職業体験等の活躍支援の仕組みづくりも進めています。

6. 生活支援費独自貸付事業

災害・疾病・失業・DV被害等の理由により、生活費や医療費等一時的かつ緊急的に資金が必要になった方に対し、生活の立て直しや安定のための必要な相談支援とあわせ、当会の独自事業として資金の一時貸付 (上限3万円) を行います。

7. 会員弔意事業

町民の方がお亡くなりになった際に、生前の労への感謝やご冥福を祈念するなどの弔意をあらわすため、葬儀社を通じて本会からのお悔やみ状及び線香セットをご遺族へお渡しします。

介護予防・日常生活支援総合事業

おおむね 65 歳以上の高齢者で、加齢により心身の機能が衰えている人（閉じこもりを含む）等に対し、簡単な体操や生活訓練等を行うことで、心身機能の回復や日常生活の自立、介護予防などを図ります。また、産前・産後の母子支援として、町が決定した人へホームヘルプ支援を行います。

1. 元気クラブ事業 <町受託事業>

買い物支援が必要な人や外出機会が少なく閉じこもりがちな人を対象に、自宅から会場まで送迎し、日常生活に必要な買い物と介護予防体操・脳トレーニング等を合わせて実施することで、健康維持及び社会参加を促進し、有意義な生活を送れるように支援します。

また、ボランティア養成研修を修了した方の活動の場の一つとして、ボランティアの育成にも努めていきます。

なお、高齢者移動支援事業（買い物支援・町受託事業）が令和 7 年度で終了となるため、令和 8 年度は、これまでの週 2 回から週 3 回に回数を拡充します。

(1) 対象者

- ・国が定める基本チェックリストに該当する人
- ・一人暮らしで買い物に困っている人、家族と同居はしているが日常の買い物が難しい人
- ・運転免許証を返納した人、車の運転が難しくなってきた人
- ・外出機会が少なく閉じこもりがちな人

(2) サービス内容

- ・買物支援、脳トレーニング、介護予防体操、口腔指導、栄養講話、音楽レクリエーション等
- ・健康管理や一行日記の記入等
- ・季節を感じる行事

(3) 実施日

毎週火・木・金曜日 9:00～12:00（振替有り）

(4) 場 所

大木町健康福祉センター 視聴覚室（介護予防体操等）、イオン大木店（買物）

(5) 費 用

無料

(6) その他

大学等の関係機関の協力による体力測定（※）の実施（2回／年）

※身長、体重、血圧測定、握力、TUG、椅子立ち上がり時間、体組織測定、4 m歩行、バランス、MMSE

2. 認知症カフェ事業（カフェ「WEWE」） <町受託事業>

認知症になっても住み慣れた地域で、安心かつその人らしい暮らしが継続できるように、認知症の正しい知識の啓発や家族の介護負担の軽減を図り、誰もが集える居場所を提供します。

また、実施にあたっては、認知症を学ぶ場や交流の場、ボランティアの活動場所として誰もが参加しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、専門的な知識を持つ福祉事業所等と協力・連携し、相談しやすい場づくりを行います。

(1) 対象者

認知症の方や家族、地域の方、専門職等認知症について関心がある方、知識や理解を深めたい方、相談したい方、認知症に関するボランティアをしようと考えている方等誰でも参加可。

(2) 開催日・場所

- ①毎月1～3回 月曜日 10:00～15:00 年間24回開催
イオン大木店内 コミュニティルーム「WeWe」
- ②不定期月1～2回 月曜日 10:00～15:00 年間6回開催
大茱コミュニティセンター

3. 生活支援等ホームヘルプサービス事業 <町受託事業>

日常生活に支障のある高齢者等に対して、ホームヘルパーを派遣することにより、安心した日常生活が送れるよう生活全般の支援を行い、自立や社会復帰の促進を図っていきます。

(1) サービス内容

【家事に関すること】

調理、衣類の洗濯・補修、居室の掃除、整理整頓、生活用品の買物、関係機関等との連絡調整、その他必要な家事支援

【身体介護に関すること】

入浴介助、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助、衣服の着脱介助、通院介助（公用車への同乗以外とする）、その他必要な身体介護

【相談、助言に関すること】

生活、身上、介護、及びその他必要な相談、助言

(2) 対象者

介護保険の要支援1、2の認定を受けた人、その他事業対象者と判定された人

(3) 費用

1回（45分）：200円

(4) 実施時間

平日 9:00～17:00（但し、祝日・年末年始は除く）

4. 産前・産後支援ヘルパー派遣事業 <町受託事業>

産前または出産後間もない母親が、体調不良等により家事や育児が困難かつ家族の援助を受けることができない場合に、ヘルパーを派遣し子育ての支援を行います。また、派遣するヘルパー職員が適切な支援を行えるように、必要に応じ講習会（沐浴等）を実施します。

(1) サービス内容

【家事に関すること】

調理、衣類の洗濯・補修、居室の掃除、整理整頓、生活用品の買物、関係機関等との連絡調整、その他必要な家事支援

【育児に関すること】

授乳、おむつ交換、沐浴介助、その他必要な育児支援

(2) 対象者

母子健康手帳の交付を受けている人で、妊娠中又は産後の体調不良等により家事及び育児を行うことが困難かつ日中助者がいない人。ただし、妊娠中の場合は、医師の所見等により安静を指示されている人。

(3) 利用回数・時間・費用

回数：1回の出産につき12回、多胎出産者は24回を上限

時間：1回の利用は45分以内とし、1日2回まで

費用：1回あたり500円

(4) 実施日時

平日 9:00～17:00（但し、祝日・年末年始は除く）

5. 高齢者ごみ出しサポート事業 <町受託事業>

高齢や体が不自由なことにより、自らごみをごみステーションや町環境プラザに持っていくことが困難な世帯を対象に、玄関先等までごみの収集に伺います。併せて、高齢者等の安否確認や相談対応を行います。

(1) 対象世帯

- ・日常生活に介助・介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者または障がいのある方の一人暮らし世帯
- ・日常生活に介助・介護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者または障がいのある方がいる世帯で、他の世帯員が高齢者、虚弱者、年少者などでごみを出すことが困難な世帯
- ・その他、ごみの収集に何うことが特に必要と考えられる世帯

(2) 回収内容

燃やすごみ、プラスチック、紙おむつ、缶、ビン、蛍光灯、金属類、その他の資源ごみ、新聞、ダンボールなどの古紙、古布など

(3) 実施日

毎週水・木曜日 13:00～15:00 (振替有り)

(4) 費用

無料

6. 夏休み子どもの居場所づくり事業 <町受託事業>

夏休み期間中の子どもの安全・安心な居場所づくりと、様々な世代の地域住民と子どもたちの交流の場づくりを目的として、「夏休み大木遊びの学校」を実施します。高齢者を中心とした地域住民を運営スタッフとし、期間中はボランティアを募り、子育て支援の輪を広げます。

(1) 対象 : 大木町在住の小学1年生から6年生

(2) 実施期間 : 夏休み期間中の5日間

(3) 場所 : 大木町健康福祉センター

(4) 定員 : 1日30名程度 (要事前予約)

(5) 内容 : 昔遊び、工作、手芸等

障害者相談支援事業

1. 指定相談支援事業所「おおき」

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、障がいのある人やその家族に対して、福祉に関する様々な相談支援を行います。また、障がいのある人が安心して暮らせる地域をつくるため、地域自立支援協議会等を通して、関係機関の連携強化や社会支援の開発・改善を推進します。

(1) 事業内容

①障害者相談支援 <町受託事業>

- ・福祉サービスを利用するための情報提供、相談
- ・社会資源を活用するための支援 (各種支援施策に関する助言・指導等)
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・専門機関の紹介
- ・就労支援に関する業務

②相談支援機能強化事業 <町受託事業>

- ・困難ケースへの対応
- ・障害者差別解消法に関する相談
- ・就労相談窓口の実施

利用者が活用しやすい窓口となるよう、障害者就業・生活支援センター「ぼるて」と連携協力を図り、オンラインによる常設窓口 (サテライト) 化を導入し、町内の障がい者の就労に関

する様々な相談に対して柔軟に対応していくとともに、就職や就職後の定着に必要な助言等の支援を行います。

【開設日時】

平日 9:00～16:00

ただし、事前予約（2日前）及び日程調整の上で対応

【場所】

大木町健康福祉センター

- ・居場所作り事業（フリースペース）実施事業者への助言
- ・地域生活支援拠点における相談業務

③成年後見制度利用支援事業 <町受託事業>

- ・成年後見制度の利用への啓発及び支援

④地域移行支援（地域生活への移行に向けた支援） <県指定事業>

- ・施設に入所している障がい者、又は精神科病院に入院している（原則1年以上）精神障がい者について、住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等
- ・障害福祉サービス事業所等との連絡調整

⑤指定特定相談支援および障がい児相談支援 <町指定事業・町受託事業>

- ・障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの利用に向けたアセスメントの実施
- ・障害福祉サービスおよび障害児福祉サービスの利用に向けたサービス等利用計画および計画案の作成（作成に至る契約および各関連機関への情報提供、担当者会議の開催を含む）
- ・障害福祉サービス、障害児福祉サービス事業所の情報提供および連絡調整
- ・利用者の状況および状況に応じたモニタリングの実施
- ・受給者証の更新に伴うサービス等利用計画および計画案の作成（担当者会議の開催を含む）

【開設日時】

平日 8:30～17:15（但し、祝日・お盆・年末年始は除く）

生活支援・介護予防の基盤整備

1. 生活支援体制整備事業 <町受託事業>

平成27年の介護保険法改正により、地域支援事業の中の包括的支援事業の一つとして生活支援体制整備事業が位置付けられました。

本町では令和5年度から、身近な生活圏内（各校区コミュニティセンター）に生活支援コーディネーター（SC）を配置し、地域住民・団体・企業等が主体となった地域課題の解決や各自治区・各校区組織の活動をサポートしてきました。令和6年度には、特に地域食堂の開設・運営等のサポートに力を入れたほか、令和7年度からは、それまで高齢者支援の枠組みであった生活支援コーディネーターの役割を拡大し、世代を問

わず地域福祉全体のサポート・調整を担うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の名称も加え、相談を待つ（受け身型）支援だけではなく、アウトリーチによる積極的な活動や支援を行ってきました。

令和8年度も引き続き、各自治区の区長や地域住民・団体等との繋がりを基盤としながらも、今後増加する単身高齢者の生活支援や権利擁護支援に対応可能な業務体制への移行を進めてまいります。具体的には、現行のコミセン配置について、令和8年度上半期までは週2回のコミセン配置を継続し、従前の活動に加え新たにスタートする有償ボランティアサービスの初動の広報・周知活動、ニーズの掘り起こし、利用支援などを行い、下半期以降については週1回の配置に変更し、今後も当面の間継続していきます。

（1）地域課題等の把握、活動等の支援

住民の身近なサポート役として、週に2回（下半期は1回）、大溝校区・大莞校区コミュニティセンターにコミュニティソーシャルワーカー兼生活支援コーディネーター（以下、「CSW」という。）を配置。また、木佐木校区については社協に配置し、下記の①～⑤の役割を遂行していきます。

- ①地域の強みや困りごとの把握、調査
- ②困りごとの相談、支援、仕組みづくりのサポート
- ③サロン・老人クラブ活動の活性化、補助金申請などの支援
- ④ボランティアセンターの運営、ボランティア活動の支援
- ⑤有償ボランティアサービス「ゆうボラ」の周知、マッチング

（2）社会資源等の把握・開発、ネットワークの構築・推進

CSWが調整役となり、自治区・校区・町全体における現状を把握するとともに、地域住民や活動団体、民間企業、福祉事業所、NPOなど多様な主体が協力し、地域住民を支える「協議体」の役割を強化し、課題解決に向けた生活支援や介護予防等の取組みができるよう活動を支援します。

また、各機関・団体等のそれぞれの強みや特色などを各自治区・各校区組織等と情報共有し、マッチングやネットワークの構築による課題解決へ繋げていきます。

なお、本会においても令和8年度、国が推進する包括的支援体制の構築のうち、「地域づくり」の取組みの一環として、健康福祉センター内（旧シルバー人材センター事務所）に、地域コミュニティや活動・活躍の場としての新たな居場所を開設します。世代や属性を超えて住民同士が出会い、参加することのできる多世代・多機能型の場を創出・確保することにより、社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指します。

（3）認知症サポーターの支え合い活動を支援

福祉事業所等による地域支援活動として、認知症カフェや地域サロン等での認知症に関する講話や交流を行えるよう、社協がパイプ役となり、連携した取組みを行います。

（4）行政との連携

町と定期的に協議し、活動状況の報告や地域課題等の情報共有を適切に行い、連携を図っていきます。

（5）広報

各自治区や各校区の活動状況やボランティア活動等の情報を広報紙「社協だより」に掲載し、全

戸に配布するとともに、本会のホームページに掲載します。また、SNS（LINE）を積極的に活用し、多くの住民へ活動を情報発信していきます。

2. 小地域活動「ふれあいきいきサロン」の推進（包括的支援事業）

小地域を拠点として、地域住民が主体的に取り組む多世代間交流の促進及び誰もが気軽に集える居場所づくりを目的に、子どもから高齢者までの地域住民やボランティアがともに参加し、交流や健康づくりを行う場の普及・推進を図ります。

また、サロンが未開設の地域については、区長、民生委員、老人クラブ等の地域のキーパーソンと連携し、開設に向けた支援を行うほか、各サロンの活動状況や運営体制等に関する課題について調査を実施し、その解決に向けた適切な助言・支援を行うことにより、サロン活動の充実を図ります。

3. 介護ポイント事業 <町受託事業>

地域介護予防のための高齢者による活動支援や高齢者自身がボランティア活動に参加することで介護予防を図ることを目的として、ボランティア養成講座を修了し活動を行った方に対して、介護ポイントを付与します。

全世代型就労・生涯活躍支援事業（おしごとコミット）

人口減少により、社会は「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に変わってきています。深刻化する地域の働き手や担い手不足を、世代を問わずより多くの支え手が担う、「生涯活躍社会（みんな活躍社会）」の実現が求められています。

本会では、「全世代型の就労・生涯活躍支援事業」の推進を図り、地域人材の発掘を行うとともに、講習会や勉強会等を通じた「人づくり」にも力を入れ、年齢や立場を問わず誰もが活躍できる町づくりに向け取り組んでいきます。

1. しごとコンビニ事業（業務委託事業）

役場や事業所、個人から依頼された仕事を、できる業務や時間に細分化し、事前に登録された町民の方に再委託する方法により、より多くの人が働ける機会を創出・拡充していきます。また、おしごと情報や機会の提供にあたっては、登録した方に可能な限り広く周知し、できるだけ多くの町民が参画し、就業機会を得られるようグループ就業やローテーション就業なども進めていきます。

また、登録された大木町民の方の就労・活躍の場を十分に確保・拡充するため、令和8年度から依頼主については、大川市も対象範囲に広げ受注拡大に努めてまいります。

（1）対象者

【登録者】

- ・大木町民の方で、満18歳に達した日以降の最初の3月31日が経過した方

- ・年齢や体調面など、フルタイムで働く自信がない方
- ・子育てや家事・介護で時間的な制約がある方
- ・様々な背景や事情により、従来の雇用形態では自分に合った仕事や働き方を見つけにくい方 など

【依頼主】

大木町内および大川市の個人及び事業所など

2. 無料職業紹介事業

企業等から得た求人情報と登録者の求職情報をマッチングし、仕事のあっ旋を無料で行う地域密着型の職業紹介事業を行います。事業の実施にあたっては、本会に配置した就労的活動支援コーディネーターらが企業や事業所等へ訪問し、新たな業務の掘り起こしや開拓も随時行っていきます。

(1) 取扱い職種

全職種

(2) 取扱い範囲

【求職】(お仕事を探している方)

大木町民

【求人】(働く人を探している方)

大木町及び近隣市域(※)の事業者 (※)久留米市・柳川市・筑後市・大川市・みやま市

(3) 手数料

無料

3. 有償ボランティアサービス「ゆうボラ」【新規事業】 ★重点目標

今後、高齢者単身世帯の増加により、日頃のちょっとした手助けや生活の支えが必要な世帯が増えていくことが懸念されています。日常生活のちょっとした困りごとは、不定期や短時間で済むようなものが多く、そのため、フォーマルな福祉サービスでは対応・充足が難しく、まさに制度の狭間にある実生活上の問題であるといえます。

そこで本会では、増加する高齢者の方が、住み慣れた地域で住み続けることができるよう、町民ボランティアによる支え合いと生活支援の仕組みとして、新たに「有償ボランティアサービス『ゆうボラ』」をスタートさせます(令和8年度は試験実施)。この仕組みを通じ、時代とともに低下した地域における支え合い機能を補完・再構築し、「大木町版地域共生社会の実現」を目指します。

また、ボランティア活動を基盤とした本サービスの実施により、町内におけるボランティアの振興を図るとともに、活動者自身の社会参加や生きがいづくりも促進していきます。

(1) 対象者

- ・70歳以上の単身高齢者
- ・75歳以上の高齢者のみの世帯

- ・障がい者単身世帯
- ・妊娠中あるいは育児中（0歳から就学前）で支援を要する者
- ・その他会長が特に必要と認めた者

(2) サービス内容

庭の水やり / 不燃物・可燃物のゴミ出し / 簡単な掃除・片付け / 話し相手 / ちょっとした買い物（1カ所で数品） / 布団干し / 電球交換（買い置きあり） / エアコンのフィルター掃除（簡易） / 生活導線の草取り・枝切り / 台風前の戸締り / クモの巣取り / カラーボックス等の簡易な組み立て / 簡単な裁縫 / 季節による入れ替え（ストーブ・扇風機・こたつ） / ストーブの灯油入れ / 敷物の交換（カーペットなど） / 家具等の移動 / 将棋や囲碁の相手 / 簾の取り付け など

(3) 利用料

- ・10分まで / 100円
- ・（10分を超え）1時間まで / 500円

※時間については、利用者宅までの移動時間は含まない実活動時間

共同募金配分金事業

共同募金は、町民の皆様の善意と助け合いの精神によって支えられ、社会福祉に対する理解と関心を深めるとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決や推進に寄与しています。

募金は、当年10月1日から翌年3月31日までの「一般募金」と、当年12月1日から12月31日までの「歳末たすけあい募金」の2種類があり、町内の世帯、団体、法人等に募金の協力をお願いしています。

また昨年、いわゆる社協の憲法とも呼ばれる「基本要項（全社協策定）」が約30年ぶりに改定され、社協の機能として「地域福祉活動等への助成の実施」が明記されました。本会では令和8年度、この改定及び本会におけるボランティアセンターの開設にあわせ、地域福祉活動に関わる福祉団体への助成制度を整備し、さらなる地域福祉の推進を図っていきます。

【募金配分金の活用】

「一般募金」については、前年度に集まった金額が次年度の事業として、高齢者活動事業、児童・青少年活動事業、福祉育成活動事業、ボランティア活動事業に配分され、地域における様々な福祉活動に活用されます。

「歳末たすけあい募金」については、当年度に集まった金額が当年度または次年度の事業として配分され、ふれあいいきいきサロンや福祉団体活動の支援等に活用されます。

また、これらの募金の一部は、国内で起こった災害の活動支援資金としても配分されています。

1. 高齢者活動事業

(1) 大木町老人クラブ連合会事務局

高齢期を楽しく、生きがいをもって安心して暮らしていくためには、健康で身近な仲間と支え合う地域づくりを進めていくことが重要になります。

地域包括ケアシステムの構築が求められる中、ふれあいいきいきサロン連絡協議会と協力し、地域の通いの場や居場所づくりによる共生の地域づくり活動を推進していくほか、単位老人クラブ活動の運営支援として、レクリエーション道具の貸出やパソコン操作の相談、文書作成支援を行います。

また、愛の一声・友愛訪問事業を推進し、支援活動員による地域での見守り活動や簡単な生活支援等を行うことにより、安心できる地域づくりを目指していきます。

さらに、高齢者の健康づくりに必要な体操やレクリエーション等を学んでいただくため、当会及び大木町レクリエーション協会と老人クラブ連合会との協働による、レクリエーション大会等を開催します。

2. 児童・青少年福祉活動事業

(1) 福祉映画の上映

町内の子どもたちの福祉への理解や関心を深めるとともに、思いやりや感謝の心を育むことを目的として、希望のあった小学校を対象に福祉映画を上映します。

(2) 保育園、幼稚園、小学校、中学校での福祉教育活動実施の助成

町内の保育園、幼稚園、小学校、中学校を対象に、子どもたちの福祉教育活動のための支援として、活動実施への助成を行います。

(3) 福祉教育支援

学校及び地域等において、障がい者や高齢者、地域福祉などに関する教育・学習を行う際に、その実施・運営のサポートや車椅子・疑似体験セット等の貸出を行います。

3. 福祉育成援助活動事業

(1) 社協だよりの発行・法人版社協だより、ホームページやSNSによる情報発信

広報紙「社協だより」を年4回発行し、町内の全世帯へ配布するほか、法人向けの広報紙も作成（年1回）し、町内の企業や事業所へ配布します。

また、ホームページやSNSを活用し、当会事業の広報・PRや福祉の啓発を目的とした「ふくしびトリレー」の取組み、身近な福祉に関する情報等を積極的に発信することで、地域福祉への関心や理解、社協の認知度の向上を図ります。

その他、当会ホームページでも事業の実施状況や近隣市町の各種講演会・セミナー開催、民間助成の情報等、幅広い情報を発信していきます。

(2) 食料支援事業

ひとり親世帯や一時的に生活を維持することが困難となった方に対し、地域住民や事業所等から

寄付された食料品等の配布による支援を行います。

(3) 心配ごと法律相談事業

生活に身近な場所で弁護士による法律相談を受けられる機会を提供し、町民の安心した生活や福祉の増進を図ります。

①実施日時

原則毎月第2火曜日 13:30～15:00

②相談員

福岡県弁護士会筑後部会の弁護士

③その他

相談無料。ただし、来所による事前予約が必要（電話受付不可）

実施1回あたりの相談人数は先着4名まで。お一人約20分。

4. ボランティア活動育成事業

ボランティア活動の振興やボランティアによる地域福祉の向上を目的として、団体や個人で活動されるボランティアの支援を行います。

(1) ボランティアセンターの運営【新規事業】 ★重点目標

第2期大木町地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づく取組みとして、新たに常設のボランティアセンターを開設します。ボランティア活動とは、みんなが生き生きと暮らしていけるように、自分の暮らしている社会を見つめ、発見した問題を自ら解決していこうとする活動です。

ボランティアセンターでは、住民主体の支え合い活動である様々なボランティア活動について、人と活動とを結びつけるとともに、側面から適切に支援を行う拠点機能としての役割を發揮していきます。

さらに、町内の学生（中・高・大学生）を対象とした「ボランティア部」の創設を進め、学生期から地域のボランティアに関わる学びや機会の提供を図ることで、豊かな人間性を育み、本町における福祉意識の向上や福祉を通じたまちづくりに繋げていきます。

(2) ボランティア活動保険の助成

町民の皆さまがボランティア活動を行う際や被災地での災害ボランティア活動等を安心して行うことができるよう、事故等の備えとしてボランティア活動保険の助成を行います。

(3) ボランティア団体等のネットワークの構築

ボランティア同士またはボランティアと様々な関係機関等が連携できるように、定期的な交流や意見交換の機会を設けるなど、地域のボランティアネットワークの構築を図ります。

(4) 各種団体情報の発信・支援

各ボランティア団体の活動や取組みの紹介、認知度の向上を目的として、社協だよりや当会ホームページ、SNS等で情報発信による支援を行います。

5. 歳末たすけあい配分金事業

地域の誰もが安心して、あたたかいお正月を迎えることができるよう、共同募金運動の一環として、様々な福祉活動を展開していくために実施しています。募金は、福祉団体活動の助成金や生活困窮者等の支援、地域福祉サービス事業などに活用しています。

また、子どもたちや地域住民の居場所づくりを推進することを目的に、地域食堂の運営のサポートを行うなど多様な関係団体が協働し支えていく地域づくりを進めます。

苦情解決に伴う第三者委員会の設置

社会福祉法の定めにより、当会が行う福祉サービス事業に関する利用者からの苦情及び相談について、円滑・円満に解決することを目的として、苦情解決の第三者委員会を設置しています。

【苦情解決体制】

苦情受付担当者（1名）及び苦情解決責任者（1名）、第三者委員（3名）で構成されており、研修会等への参加により苦情解決事業への理解や第三者委員の役割等について知識を深め、当会における福祉サービスが適切に提供されるよう支援していきます。

災害ボランティアセンターの設置、運営

近年、大雨や地震等による大規模災害が日本各地で発生しており、甚大な被害をもたらしています。このような災害時の被災者支援活動においては、近隣地域や県内、県外から多数見込まれるボランティアによる支援活動を効果的、効率的に実施・展開するため、その拠点となる災害ボランティアセンターの設置が必要となります。

災害の発生により、本町で災害ボランティアセンターの設置が必要となった際には、協定に基づく町からの要請を受け、関係機関と連携しつつ本会に災害ボランティアセンターを設置し、その運営を行います。

本会では、令和6年度から令和7年度にかけて、地元の各関係団体10団体（社会福祉法人や企業・団体等）で「大木町災害時相互協力協定」を締結した後、協定参加団体連携セミナーを開催するなど、災害ボランティアセンターの「地域協働型」化を推進してきました。

令和8年度も、災害に関する訓練や講座等の実施、他地域からの要請に基づく被災者支援活動など、各種関係機関や団体等との平時からの繋がりや連携を継続・強化していきます。